

令和元年度 笠間市プレミアム付商品券 取扱店募集要項

発行の目的

消費税・地方消費税の引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的としています。

取扱店における厳守事項

1. 商品券は物品の販売またはサービスの提供などの取引において利用可能です。
2. 商品券を現金化することはできません。
3. 利用額が商品券の額面に満たない場合でも、釣り銭はできません。
4. 不足分は現金等で受け取ってください。
5. 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
6. 商品券の紛失、盗難及び毀損に対し、笠間市商工会並びに笠間市はその責を一切負いません。

商品券の利用の対象にならないもの

1. 国や地方公共団体等への支払い(税金、電気、ガス、水道料金の公共料金)
2. 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、収入印紙、官製はがき、プリペイドカード等の換金性の高いもの
3. たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
4. 医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む)
5. 取扱店自らの事業上の取引(機材の購入、商品の仕入れ等)
6. 現金との換金、金融機関への預け入れ
7. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業への支払い
8. 商品券の交換又は売買
9. 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

取扱店の参加資格

笠間市内に事業所、店舗等を有する事業者とし、次の1～4に該当する事業者を除いたもので、市内の店舗に限り商品券を利用可能とすることができるものとします。

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っている事業者
2. 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
3. 上記【商品券の利用対象にならないもの】に記載の取引、商品のみを扱う事業者
4. 役員等が暴力団(暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律暴力団をいう。以下同じ)第77号)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものに該当する事業者

申込み手続きについて

1. 申込方法

この「募集要項」及び「同意書」に同意の上、別紙取扱店参加申込書に必要事項を記入し、下記申込先(①～③のいずれかの窓口)へ持参してください。

「取扱店参加申込書」は笠間市商工会または笠間市のホームページからダウンロードできるほか、笠間市商工会各所及び笠間市社会福祉課で配布します。

2. 申込先【笠間市商工会】

- | | | | |
|--------|-----------------------|----------------|------------------|
| ①本所 | 〒309-1611 笠間市笠間1464-3 | ☎:0296-72-0844 | FAX:0296-72-5495 |
| ②友部事務所 | 〒309-1705 笠間市東平2-3-3 | ☎:0296-77-0532 | FAX:0296-77-0621 |
| ③岩間事務所 | 〒319-0294 笠間市下郷5140 | ☎:0299-45-5711 | FAX:0299-45-2986 |

3. 登録料 無料

4. 申込期間

令和元年7月22日(月)～令和元年8月30日(金)

令和元年8月30日までに申込みいただくと、対象者へ送付する告知チラシに参加店舗として掲載します。8月30日以降にお申し込みいただいた場合はホームページ上での掲載のみとなります。

5. その他

- ①笠間市内に複数の店舗(事務所)がある場合には、それぞれ申込みをお願いします。
- ②参加店舗向けポスター等、商品券取扱に必要な備品等については後日配布いたします。

【個人情報の提供について】

登録申請に記載された個人情報につきましては、商品券事業に関する業務の範囲内でのみ利用・管理・保管されます。

取扱店の取り消し等

申込内容に虚偽不備等がある場合には、承認を取り消す場合があります。

また、「募集要項」及び「誓約書」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や参加店舗の承認取り消し、損害金の発生が生じた際はご請求する場合があります。

